

年金記録訂正請求に係る答申について

関東信越地方年金記録訂正審議会

(茨城県、栃木県、群馬県、埼玉県、新潟県、長野県、山梨県担当部会)

平成27年6月12日答申分

○答申の概要

(1) 年金記録の訂正の必要があるとするもの 1件

厚生年金保険関係 1件

(2) 年金記録の訂正を不要としたもの 1件

厚生年金保険関係 1件

厚生局受付番号 : 関東信越(受) 第1500059号

厚生局事案番号 : 関東信越(厚) 第1500001号

第1 結論

請求者のA株式会社における厚生年金保険被保険者資格の取得年月日を昭和57年9月21日、喪失年月日を同年10月1日に訂正し、同年9月の標準報酬月額を17万円とすることが必要である。

昭和57年9月21日から同年10月1日までの期間については、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律第1条第5項の規定により、保険給付の計算の基礎となる被保険者期間として記録することが必要である。

事業主は、請求者の昭和57年9月21日から同年10月1日までの期間に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏 名 : 男

基礎年金番号 :

生年月日 : 昭和29年生

住所 :

2 請求内容の要旨

請求期間 : 昭和57年9月21日から同年10月1日まで

厚生年金保険の加入状況を年金事務所に確認したところ、昭和57年9月21日から同年10月1日までの期間が被保険者期間となっていない。当該期間はA株式会社に勤務していたので、請求期間を被保険者期間として記録し、年金額に反映してほしい。

第3 判断の理由

雇用保険の記録及びA株式会社の吸収合併先であったB株式会社(現在は、C株式会社)から提出された人事記録により、請求者がA株式会社に昭和57年9月21日から継続して勤務していたことが確認できる。

そして、事業主の回答及び複数の同僚の厚生年金保険の記録により、請求者は、請求期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、請求期間に係る標準報酬月額については、請求者のB株式会社D工場に係る昭和57年10月の厚生年金保険の記録から、17万円とすることが必要である。

なお、事業主が請求者に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は、昭和57年9月21日から同年10月1日までの期間について、請求者の厚生年金保険被保険者資格取得届を社会保険事務所(当時)に対し提出したが、厚生年金保険料については納付したか否かは不明と陳述しているが、当該期間において、仮に、事業主から請求者に係る厚生年金保険被保険者資格取得届が提出された場合には、その後、厚生年金保険被保険者資格喪失届を提出する機会があったこととなるが、いずれの機会においても社会保険事務所が当該届について記録していないとは、通常の事務処理では考え難いことから、事業主から当該届は提出されておらず、その結果、社会保険事務所は、請求者の請求期間に係る厚生年金保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該期間に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

厚生局受付番号 : 関東信越(受) 第1500015号

厚生局事案番号 : 関東信越(厚) 第1500003号

第1 結論

請求期間について、請求者のA社B工場給食食堂における厚生年金保険被保険者資格の取得年月日の訂正を認めることはできない。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏 名 : 男

基礎年金番号 :

生年月日 : 昭和7年生

住所 :

2 請求内容の要旨

請求期間 : 昭和25年12月1日から昭和28年1月5日まで

A社B工場給食食堂における厚生年金保険の被保険者資格取得日は昭和28年1月5日と記録されているが、同社には昭和25年12月1日から勤務(勤務地は同社本社(C区)の食堂のみ)していた。請求期間について加入記録が無いことに納得がいかないので、同日を資格取得日として記録を訂正し、年金額に反映してほしい。

第3 判断の理由

請求者は、A社B工場給食食堂において、昭和25年12月1日から厚生年金保険に加入しているはずであると主張しているが、請求者が記憶する同僚(先輩であり、請求者より早く勤務していた)二人は、当該事業所に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿(以下「被保険者名簿」という。)により、昭和27年5月1日に厚生年金保険の被保険者資格を取得していることが確認できる。

また、請求者のA社B工場給食食堂に係る被保険者名簿及び厚生年金保険被保険者台帳の資格取得日(昭和28年1月5日)は、オンライン記録と一致しているほか請求期間に係る同被保険者名簿において、請求者の氏名は確認できない。

さらに、株式会社D労務部は、「請求者に係る関連資料が無く、請求者の勤務実態及び厚生年金保険料控除については不明である。」と陳述している上、請求期間にA社B工場給食食堂において厚生年金保険被保険者資格を有している照会可能な同僚4人に照会し、一人から回答があったものの、請求者のことは記憶していないと回答している。

加えて、前述の同僚(先輩)二人の厚生年金保険被保険者記号番号は基礎年金番号に統合されていないため照会できない。

なお、請求者は、「勤務地はB工場ではなく、A株式会社(当時)本社の食堂に勤務していた。」と陳述していることから、請求期間に係るA株式会社本社の被保険者名簿を調査したが、請求者の氏名は確認できない。

このほか、請求者の請求期間に係る厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は無い。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等から総合的に判断すると、請求者が厚生年金保険被保険者として請求期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。